

UQでんき料金の請求に係る取扱規約

(本規約の適用)

第1条 UQコミュニケーションズ株式会社及びUQモバイル沖縄株式会社（以下併せて「当社等」といいます。）は、UQでんき（KDDI株式会社の定めるでんき契約約款に基づき提供されるでんきサービスをいいます。以下同じとします。）の料金その他債務（以下「UQでんき料金」といいます。）について、この「UQでんき料金の請求に係る取扱規約」（以下「本規約」といいます。）に基づきUQ mobile契約者へ請求する取扱いを行います。

(本規約の変更)

第2条 当社等は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約によります。

(用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約に特段の定めがない限り、本規約で使用する用語は、当社等のUQ mobile通信サービス契約約款の定めに従うものとします。

用語	用語の意味
1 UQでんき契約	KDDI株式会社の定めるでんき契約約款に基づきUQでんきの提供を受けるための契約
2 UQでんき契約者	KDDI株式会社との間にUQでんき契約を締結している者
3 本契約	当社等がKDDI株式会社からUQでんきに関する債権を譲り受けて請求するための契約
4 本契約者	当社等との間に本契約を締結している者

(申込者の条件)

第4条 本契約の申込みをすることができる者は、当社等との間にUQ mobile契約を締結している者となります。

(本契約の申込み)

第5条 本契約の申込みをしようとする者は、1のUQ mobile契約（当社等とその申込者との間に現に締結されているものに限ります。以下「特定UQ契約」といいます。）を指定して、当社等が指定するサービス取扱所に所定の申込書を提出していただきます。

(本契約申込みの承諾)

第6条 当社等は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社等は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。

(2) 本契約の申込みをした者が他のUQでんき契約において本契約を締結しているとき。

(3) UQでんき契約と特定UQ契約の名義が異なる場合であって、当社等が別に定める基準に適合していないとき又はそのUQでんき契約者の了承が得られていないものと当社等が判断したとき。

(4) 本契約の申込みをした者がUQ mobile通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠

り、又は怠るおそれがあるとき。

- (5) 本契約の申込みをした者がUQ mobile通信サービスの利用を停止されているとき。
- (6) 本契約の申込みをした者が本規約に違反したことがあるとき。
- (7) その他当社等又はKDDI株式会社の業務の遂行上支障があるとき。

(債権の譲受)

第7条 本契約者は、当社等がKDDI株式会社からUQでんきに関する債権を譲り受けて請求することについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合において、当社等及びKDDI株式会社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(債権の譲渡)

第8条 本契約者は、前条の規定により譲り受けた債権について、当社等が料金回収会社に譲渡することについて、あらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合において、当社等及び料金回収会社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

- 2 前項の譲渡に関して、本契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
 - (1) 本契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社等が料金回収会社に提供すること。
 - (2) 料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社等へその旨の通知を受けること。
- 3 当社等は、第1項の規定により譲渡した債権について、当社等が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。この場合において、当社等及び料金回収会社は、本契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

(UQでんき料金の支払い)

第9条 当社等又は料金回収会社は、UQでんき料金について、特定UQ契約に係る料金等と合算して請求するものとします。

- 2 当社等又は料金回収会社は、その特定UQ契約が解除された場合又は当社等が特別に認める事由により前項に定める合算請求を行うことができなくなった場合であっても、従前のおりUQでんき料金の請求を継続するものとします。
- 3 本契約者は、前2項の規定により請求されたUQでんき料金について、当社等又は料金回収会社が定める期日までに、その支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 4 本契約者は、当社等又は料金回収会社が必要と判断したときは、2月以上のUQでんき料金を、当社等又は料金回収会社が指定する期日までに一括して支払っていただきます。
- 5 当社等又は料金回収会社は、次のいずれかに該当したときは、払込取扱票（当社等又は料金回収会社が指定する店舗においてUQでんき料金の支払いを行うために必要な書面をいいます。以下同じとします。）を発行します。この場合において、本契約者は、その払込取扱票を使用して支払っていただきます。
 - (1) 口座振替に係る金融機関等の手続きが完了する前にUQでんき料金の支払いを要するとき。
 - (2) 口座振替による料金等の引き落としが残高不足により完了しなかったとき。
 - (3) クレジットカード又は口座振替の支払口座が使用不能であることを当社等又は料金回収会社が知ったとき。
- 6 前項の場合において、当社等又は料金回収会社は、その支払方法が変更され、かつ現に支払いが行われたことを当社等又は料金回収会社が認知するまでの間、その支払いに係る払込取扱票の発行を継続するものとします。

- 7 本契約者は、当社等又は料金回収会社が払込取扱票を発行したときは、下表に規定する窓口支払手数料に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。ただし、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社等が認めるものを含みます。）であるときは、この限りではありません。

区 分	単 位	料金額（税抜）
窓口支払手数料	払込取扱票の発行1回ごとに	100円
備考 特定UQ契約に係る料金等と合算して請求する場合は、上記の規定にかかわらず、本規約に基づく窓口支払手数料の支払いを要しません。		

（割増金）

第10条 本契約者は、UQでんき料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社等又は料金回収会社が指定する期日までに支払っていただきます。

（延滞利息）

第11条 本契約者は、UQでんき料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社等又は料金回収会社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社等又は料金回収会社が指定する期日までに支払っていただきます。

（期限の利益喪失）

第12条 本契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、本規約に定める債務について、当然に期限の利益を失い、当社等及び料金回収会社に対して直ちに弁済しなければならないものとします。

- (1) 本契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
- (2) 本契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
- (3) 本契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 本契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
- (5) 本契約者の所在が不明であるとき。
- (6) その他本契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

（本契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第13条 本契約者が本契約に基づいて本権利の提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

（本契約者が行う本契約の解除）

第14条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社等が指定するサービス取扱所に所定の書面を提出していただきます。

（当社等が行う本契約の解除）

第15条 当社等は、次に該当する場合には、本契約を解除します。

- (1) UQでんき契約と特定UQ契約の名義が異なる場合であって、UQでんき契約者の了承が得られていないものと当社等が判断したとき。
- (2) 本契約者が本規約に違反したと当社等が判断したとき。
- (3) その他本契約を継続することが不適当と当社等が判断したとき。

附 則

本規約は、令和元年8月28日から実施します。